

みどりの風

看護師川柳

血を巡り 命つなぐよ 週三回 (松下えりか)

NO.64

発行・編集責任 (緑風会会長 大矢正明)



都道府県によって

こんなに違う?! 透析医療費負担



全腎協機関誌「ぜんじんきょう」328号で特集記事をご覧になってご存じの方も多と思いますが、文字が小さいため分かりにくいかと思い、会報「みどりの風」でもっと分かりやすい記事に以下挑戦してみます。

▼「年齢制限」をしている10都県では65歳を過ぎてから透析導入して身障手帳を取得した場合でも、助成が受けられない。つまり医療費の負担がある。
因みに岐阜県は、「年齢制限」がないので、65歳から透析になっても助成があり無料です。

▼医療費の全額が助成され無料とは限らない～助成が受けられる額の違い
全額が助成、無料なのは、岐阜県を含む19府県のみです。あとの28都道府県は医療費の一部負担を求める「自己負担」導入があります。
患者会のない青森県は、1割負担(月額上限18,000円、年間上限144,000円、入院57,600円)の自己負担です。…患者会がないとこのように自己負担になる。

▼医療費をいったん支払い(立替払い)、後に役所で払い戻しの手続きをしなければならぬ面倒な「償還」方法をとっているのが10県ある。岐阜県を含む37都道府県はその必要がない「現物」方法をとっている。

各都道府県の「重度心身障害者医療費助成制度(マル重)」という福祉医療制度は、私たち透析患者にとって歯科や眼科など透析や移植以外の医療費無料の助成も受けられる、なくてはならない有難い制度の一つになっています。

岐阜県は毎年実施している国会請願署名数がほぼ毎年全国トップ数の強力な運動等の成果で、「自己負担はない」「立替支払いなし」「65歳を過ぎていても医療費無料」等々ありがたいですね。しかし油断はできません。愛知県が自己負担導入したら、岐阜県も危ないです。そうならないように NPO 法人岐阜県腎臓病協議会の運動が多くのお客様の団結で、現在の医療福祉制度を今後も継続させていくことがきわめて重要になっています。

まだ患者会(緑風会)に入会されていないみなさん! あなたの力が必要です。
ぜひ緑風会に入会され現在の制度が継続されるためご協力願います!!

(緑風会会長 大矢正明からのお願い)

